

成 監 第 257 号
令和5年3月24日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 海 保 茂 喜

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 257 号

令和5年3月24日

成田市議会議長 荒 木 博 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之

成田市監査委員 岩 下 豊 久

成田市監査委員 海 保 茂 喜

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 5 7 号

令和5年3月24日

成田市農業委員会

会長 檜 垣 金 一 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之

成田市監査委員 岩 下 豊 久

成田市監査委員 海 保 茂 喜

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 5 7 号

令和5年3月24日

成田市教育委員会

教育長 関 川 義 雄 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之

成田市監査委員 岩 下 豊 久

成田市監査委員 海 保 茂 喜

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 5 7 号

令和5年3月24日

成田市選挙管理委員会

委員長 小 山 英 子 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之

成田市監査委員 岩 下 豊 久

成田市監査委員 海 保 茂 喜

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

令和4年度
定期監査報告書

成田市監査委員

令和4年度定期監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、成田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
(財務監査)

3 監査の対象部局

企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、
市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、
会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、
選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部
(市立小・中・義務教育学校は別途実施)

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

令和4年8月末現在(土木部、都市部にあっては12月末現在)の財務に関する事務の執行について、提出された監査資料及び提示された関係書類等を調査し、関係職員から口頭及び書面により説明を受けた。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 成田市監査委員事務局

(2) 日 程 令和4年10月4日から令和5年1月25日まで

第2 監査の結果

各部局の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められた。

本年度においては、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰に伴う本市独自の支援策を継続する一方で、その終息を見据え、成田市総合計画「NARITAみらいプラン」に沿って着実に各種施策を推進しているものと思料する。しかしながら、依然として厳しい財政運営が継続していることから、歳入の確保はもとより、優先度を勘案した事業の執行や抜本的な見直し等を進め、財政の健全性維持に努められたい。

なお、「令和4年度定期監査総括意見」に記載した事項に留意し、引き続き適正な事務事業の執行に努められるとともに、別途各課等に対して意見要望事項を述べたので、その対応等について積極的な取り組みを検討されたい。

令和４年度定期監査 総括意見

１．随意契約の妥当性等の検証について

これまで随意契約等で行っていた一部の案件を本年度から入札方式に改めたところ、従前の契約金額から大幅な減額に繋がった。各課が随意契約により行っている業務については、今一度その妥当性と入札方式によることの可能性を検証するなど、業務の品質を確保しながらも価額の低減に繋げるよう留意されたい。

２．各施設における建築設備等の計画的な改修について

施設管理業務において、定期的な保守管理業務の中で委託事業者からの報告により老朽化した受変電設備の早期更新を推奨され、次年度以降の工事を計画し設計に着手した事例が見られた。これまでの施設改修工事の経過等を踏まえると、長期的な視点において当該設備に係る対応が明確化されていなかったものであるとも推察される。不具合発生時の影響が重大であり、高額な更新費用が必要となる建築設備等については、長寿命化計画等で適切に見通しを定めるなど、遺漏のないよう対応されたい。

３．予算執行上の手順の適正化について

各課において適正な予算執行に努めているものと思料するが、一部の事務で改善すべき点が見受けられた（下記〔歳入関係〕及び〔歳出関係〕）。各課においては、起票担当者・予算担当係長を中心として起票した帳票の内容及び時期等が適切かの確認を徹底するとともに、チェック体制の構築に努められたい。また、各課で異なる手順により予算執行事務が行われることのないよう、財務会計主管課が積極的に総合調整の役割を果たし、統一的な事務処理手順を周知されたい。

〔歳入関係〕

- ・ 使用料等、既に納入されている収入で調定が行われていないもの。
- ・ 使用料等について、口座振替による複数の歳入科目の一括納入により、一つの科目で受け入れを行い、その後他の科目に更正する事務処理が恒常化しているもの。

〔歳出関係〕

- ・ 支出票における摘要名称について、表記上類似する名称の項目との混同など、適切に設定されていないもの（車借上料と庁用車借上料の混同等）。
- ・ 隔年で支出する車検費用等、実施年度の当初予算で計上すべき費用が計上

されていな

いもの。

- ・既に着手している業務で支出負担行為が行われていないもの。
- ・審議会における委員報酬等の支払いが開催後速やかに行われていないもの。

令和４年度定期監査における意見・要望事項

総務部 危機管理課

○なりたメール配信サービスの外国人への周知について

防災情報伝達事業における成田市メール配信業務委託では、市内に居住する外国人への配慮として令和３年度から新たに外国語対応機能を追加したが、同機能に係る登録件数が低調となっている。広報紙や市ホームページ以外にも様々な機会を通じて周知を図り、利用者の拡大に努められたい。

シティプロモーション部 スポーツ振興課

○学校体育施設開放事業について

豊住小学校及び下総みどり学園で実施しているプール開放については、夏休み期間中、両施設で延べ２１日間の開放日数に対し利用人数の合計が３００人弱となっており、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、１日あたりの利用人数が少ない状況にある。市営プールから遠い地区の方に身近な施設を利用してもらうという目的とあわせ、費用対効果の面からは利用者の拡大も望まれるところであり、積極的な周知により利用促進を図られたい。

市民生活部 保険年金課

○所管する基金における貸付金の具体的な取り扱いについて

国民健康保険出産費資金貸付基金・同高額医療費資金貸付基金を通じて貸し付けた事例のうち、長期にわたり返済が滞り、借受人の死亡や相続放棄・国外転出など実質的に回収不能となっている案件については、早急に具体的な対応を定められたい。

福祉部 高齢者福祉課

○オンデマンド交通高齢者移送サービス事業について

当該事業はオンデマンド交通システムによる高齢者の外出機会を増やすための交通手段として有効に活用されていると思料する一方、年間７千万円を超える予算により平成２３年１２月から１０年以上継続して行っている中で、未だ実証運行として完成形の途上にある。より多くの高齢者の移動利便性の向上が期待される一方で、利用者の固定化や、「乗合型タクシー」として効率的な運行を目指す中で現状では乗合率が低調であることなど、多くの課題を含んでいるものと思料する。今後においては、コストパフォーマンスを考慮し、他自治体での取り組みや課題解決の事例も参考として、効果的な事業展開を検討されたい。

福祉部 介護保険課

○地域包括支援センターの運営について

地域包括支援センターの設置から一定年数が経過し、地域の高齢者が安心して生活を継続するための総合的窓口として定着し活用が進む一方で、対象者の増加傾向に伴って職員の不足が懸念され、特にニュータウン地区等を担当する西部北地域包括支援センターで職員 1 人あたりの相談件数が突出するなど、運営上の課題も生じてきているものと思料する。各受託法人の事業運営が適確になされるように一層の指導監督に努めると共に、各地域包括支援センターの実情を十分把握し人員配置にも留意されたい。また、地域包括支援センターの名称についてもわかり易いものとなるよう引き続き検討されたい。

経済部 商工課

○消費生活モニター制度における人材確保について

消費者の代表として消費者（市民）と行政（市）を繋ぐ消費生活モニターは、地域の消費生活におけるリーダー役として、現在 20 名以内の定数に対して 15 名が委嘱されている。近年、他市と同様に応募者が減少傾向にあるが、当該事業の紹介や募集広報の方法のほか、内容の見直しも検討し、人材の確保に努められたい。

土木部 建築住宅課

○空き家バンクの積極的な周知と活用の推進について

監査実施時点でホームページに掲載されている 4 件は全て契約済であり、増加傾向にある空き家の件数と比較しては、物件の追加等更新頻度が少ない印象を受ける。

他の地方自治体においては、国土交通省が全国版空き家バンクとして構築を支援した民間の不動産情報検索サービスへの参画はもとより、地元不動産会社や関連団体の協力など、官民連携による積極的な取り組みもみられるところである。成田市空き家バンクが活用されるよう、本市に適した運営方法について研究に努め、制度の積極的な周知を図られたい。

水道部 業務課

○簡易水道事業における水道料金の適正化について

簡易水道事業における水道料金について、下総地区と大栄地区では基本料金及び従量料金の設定が異なり、現在でも合併前の料金体系を踏襲したもの

となっている。事業区域の実情に鑑み採算性を求めることが難しい側面にも配慮しながらも、受益者負担の原則を踏まえ、料金水準の均衡や適正化についての検討を進められたい。

教育部 図書館

○施設改修工事について

令和元年度及び令和２年度における外壁改修工事の入札不調に引き続き、本年度予定している空調改修工事でも入札不調となるなど、工事内容の見直しや時期の遅れ等、当初の計画に沿って工事に着手できない案件が見受けられる。今後の発注に当たっては、労務単価や資材価格など実勢価格の状況を踏まえて適正な設計価格を定められたい。